

奈良県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

奈良県教育委員会規則第十三号

奈良県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

奈良県費負担教職員の人事評価に関する規則（平成十八年三月奈良県教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十六条」を「第四十四条」に改める。

第二条中「次に掲げる者以外の職員」を「一般職の職員」に改め、同条各号を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、奈良県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が別に定める職員については、この限りでない。

第四条中「勤務状況評価」を「総合評価」に改める。

第五条第一項に次のただし書を加える。

ただし、定期に評価することができない職員については、随時評価を行うことができる。

第五条第二項中「自己申告シート」を「自己申告評価シート」に改め、同条第三項中「指導及び助言をする者」を「次条に規定する総合評価を行う者」に、「指導助言者」を「評価者」に、「自己申告シート」を「自己申告評価シート」に、「ものとする」を「とともに、県教育長が定める評価基準に基づいて評価を行い、その結果を自己申告評価シートに記載するものとする」に改め、同条第四項中「指導助言者」を「評価者」に、「自己申告シート」を「自己申告評価シート」に改め、同条第五項中「指導助言者」を「評価者」に、「第一次指導助言者」を「第一次評価者」に、「第二次指導助言者」を「第二次評価者」に改める。

第六条の見出しを「（総合評価）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「絶対評価」を「総合評価」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「絶対評価を実施する者（以下「評価者」という。）」を「評価者」に改め、「業績」の下に「（前条第二項の目標の達成状況等を含む。）」を加え、「勤務状況シート」を「総合評価シート」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項から第六項までを削り、第七項を第三

項とする。

第七条第二項中「当該職員から開示請求があつたとき」を削る。

第八条を次のように改める。

（苦情の申出）

第八条 評価結果に苦情がある職員は、市町村教育委員会が別に定めるところにより、

苦情の申出をすることができる。

第九条第一項中「第二次指導助言者及び」を削る。

第十条中「指導助言者及び」を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。